

令和 7 年 第 2 回 定例会

報告 議案 参考資料

報告第4号

令和6年度いなべ市水道事業会計予算繰越の報告について

位置図

宇賀配水池増設工事



位置図

畑新田地内配水管布設替工事



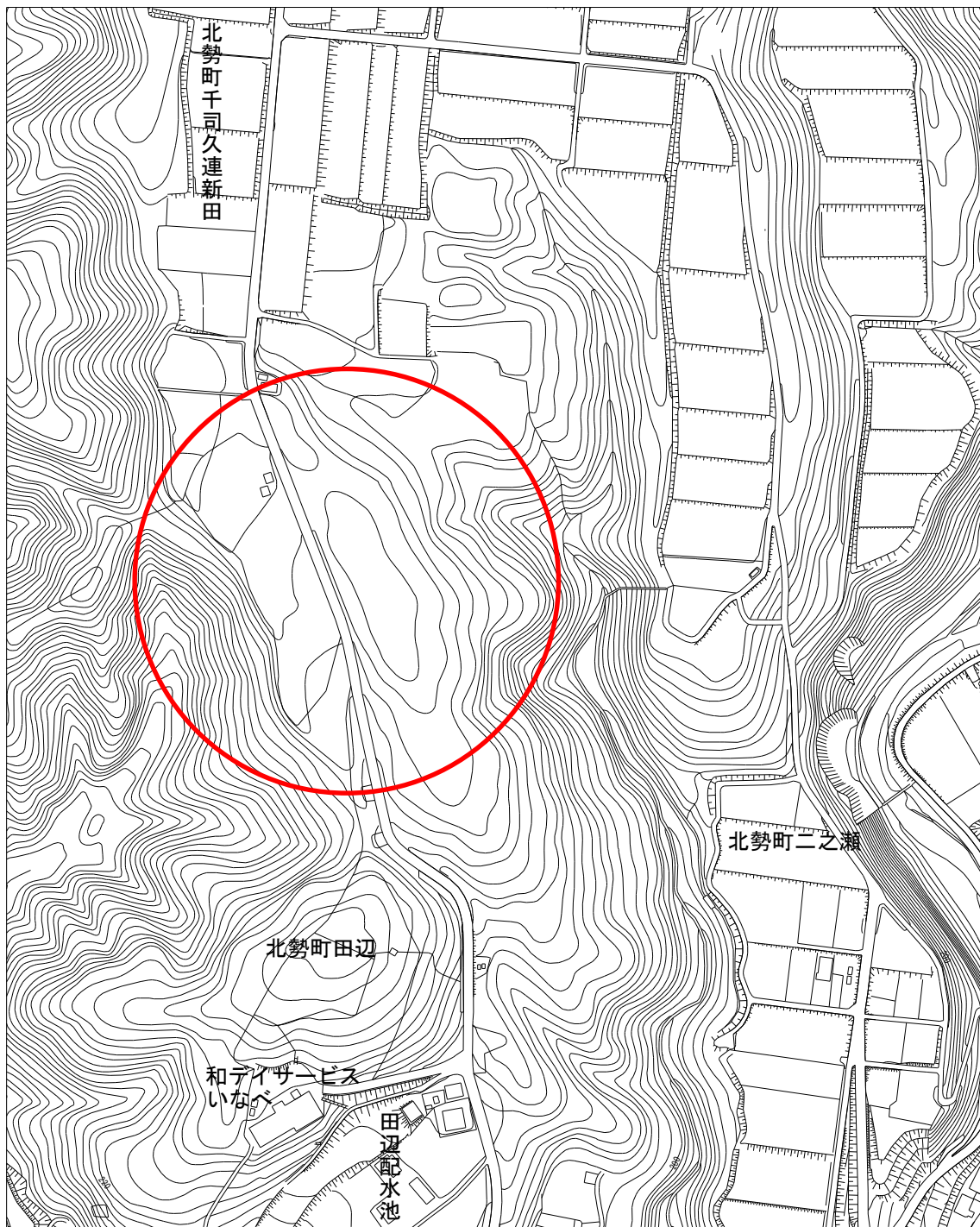
位置図

市道上之山田篠立線水道災害復旧本設工事



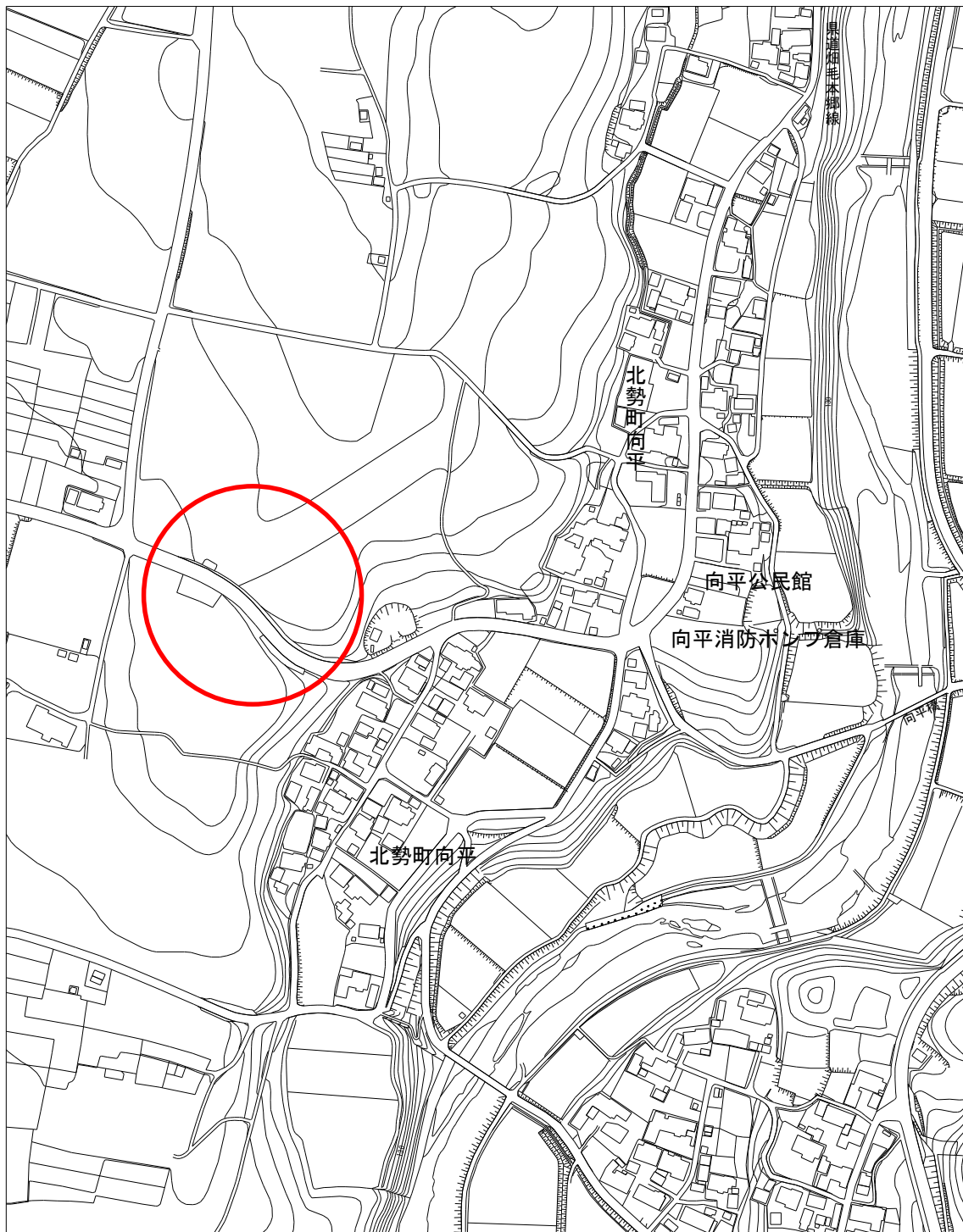
位置図

東海環状自動車道工事に伴う田辺地内送配水管(仮設管) 布設工事



位置図

東海環状自動車道建設工事に伴う向平地内配水管布設替工事



報告第6号

令和6年度いなべ市下水道事業会計予算繰越の報告について

位置図

奥村地内污水管渠布設工事（第1工区）



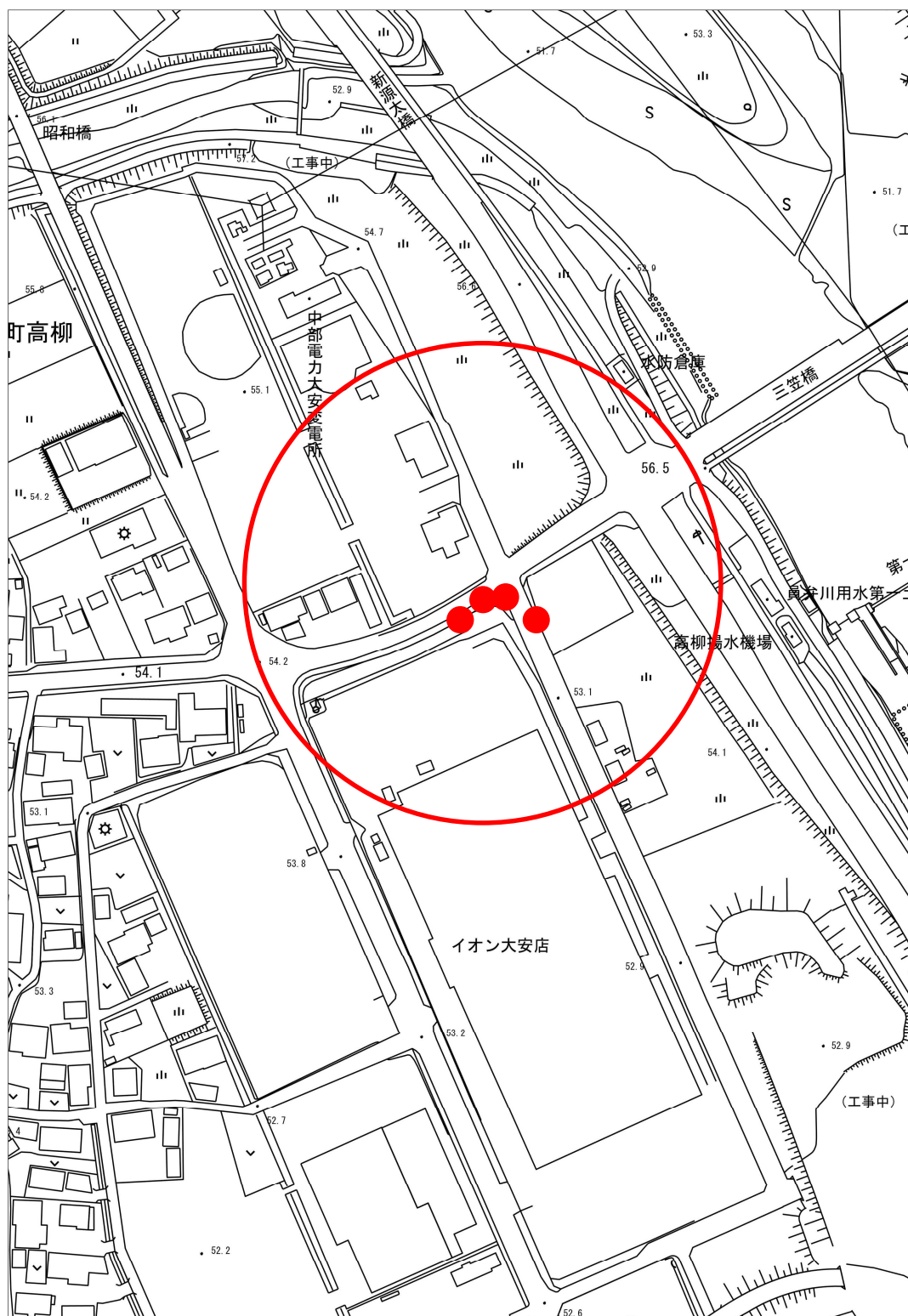
位置図

奥村地内污水管渠布設工事（第2工区）



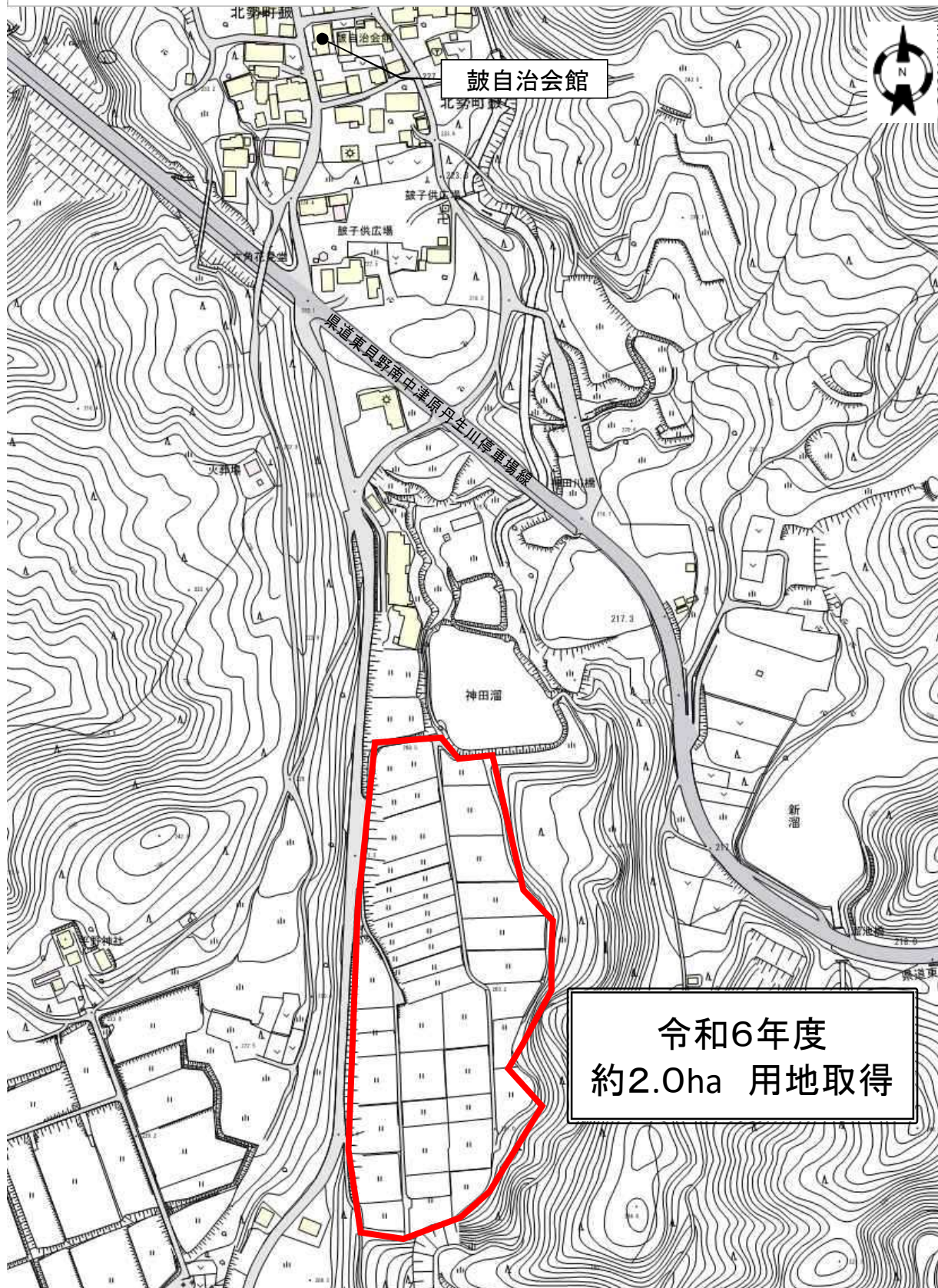
位置図

高柳地内一般国道421号道路改良工事に伴う人孔嵩上工事



高柳地内一般国道421号道路改良工事に伴う人孔修繕工事

北勢町鼓地内企業用地整備事業



大安町梅戸地内企業用地拡張整備事業



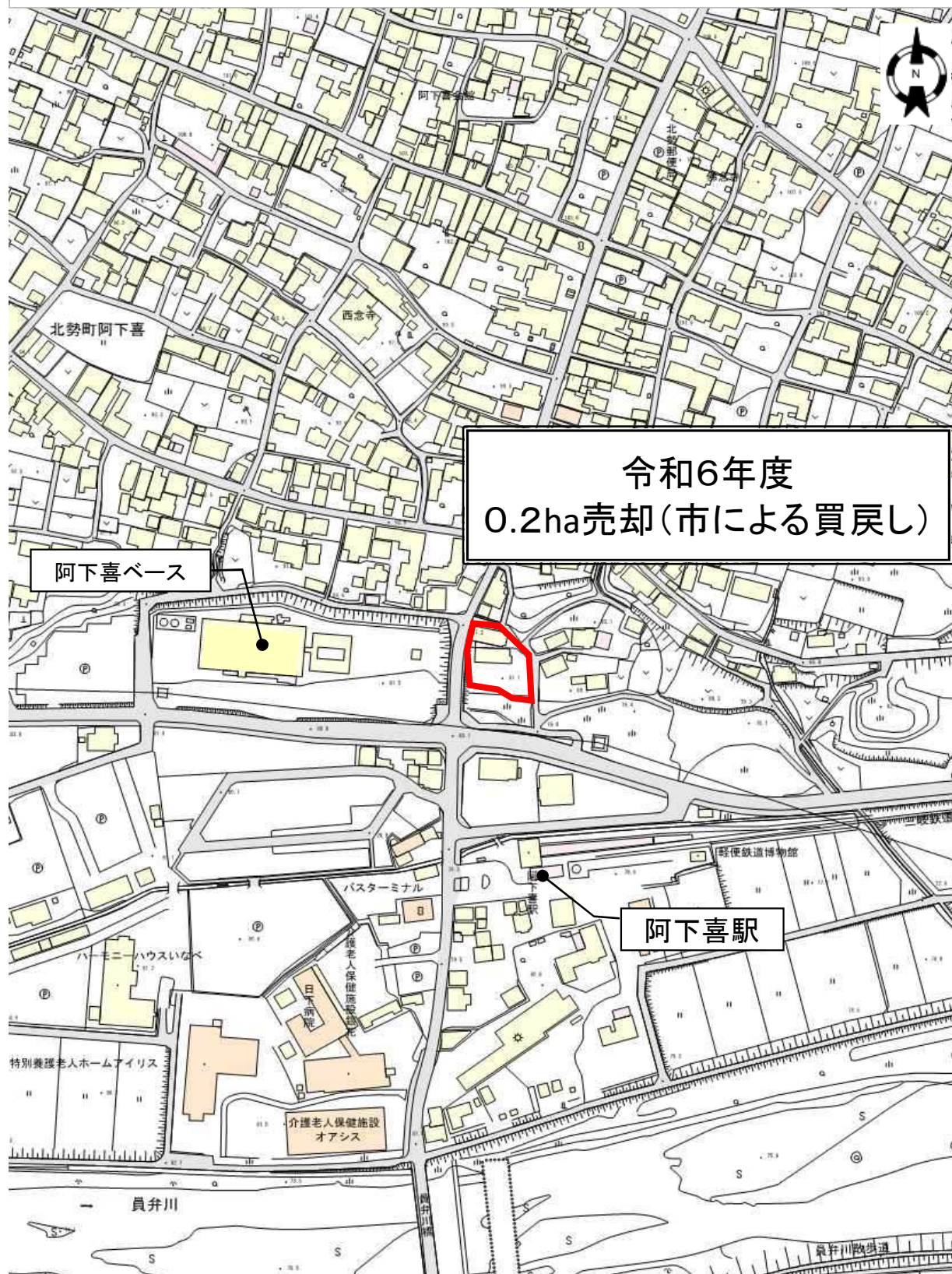
北勢町阿下喜地内残土処分用地整備事業



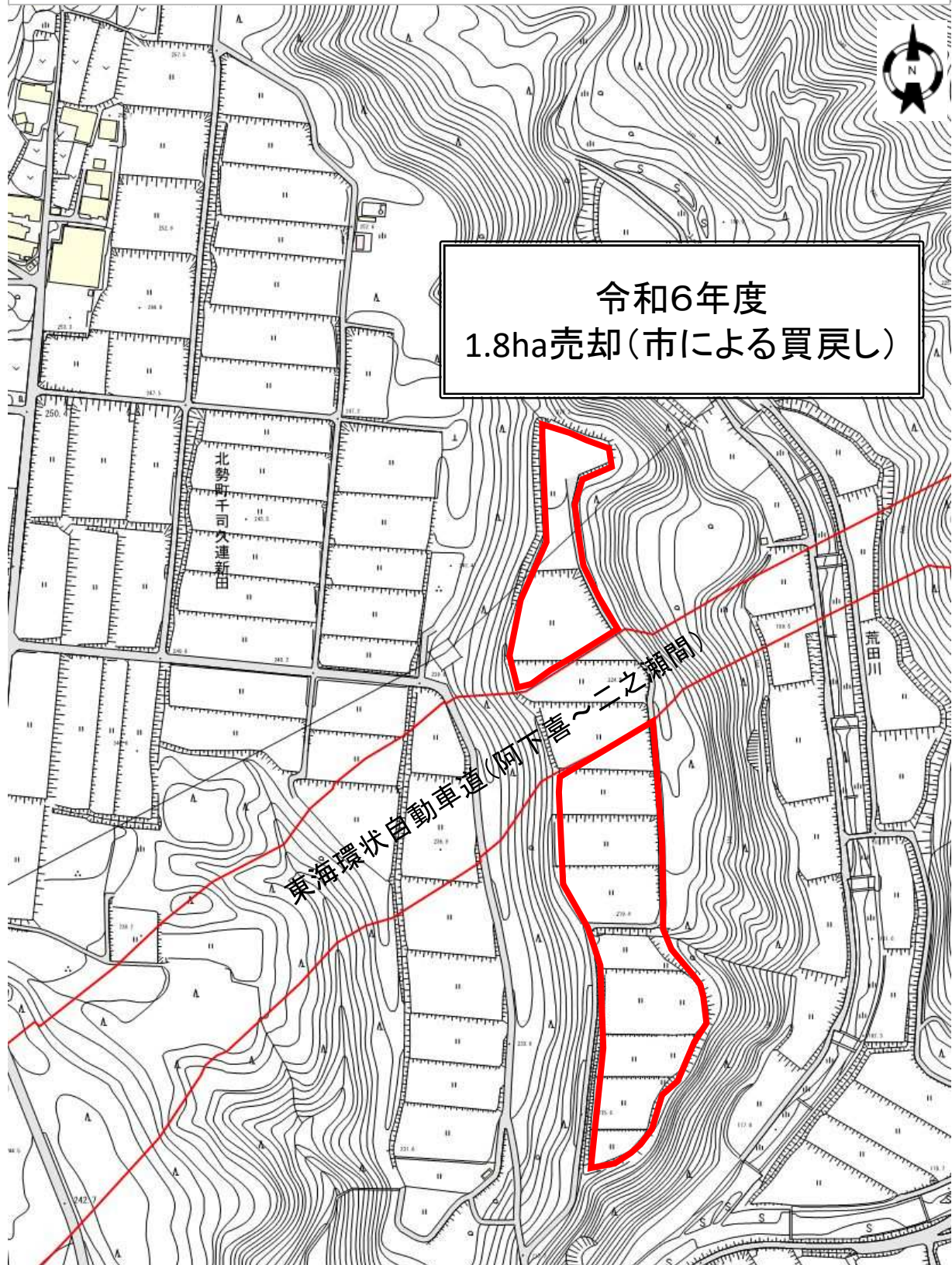
北勢町麻生田地内南山公園用地整備事業



北勢町阿下喜地内観光拠点整備事業



北勢町二之瀬地内残土処分用地整備事業



大安町丹生川上地内広域化ごみ処理施設 整備事業



藤原町企業用地整備事業



北勢町

鼓自治会館

鼓子供広場

鼓子供広場

国道東員野南中津原丹生川停車場線

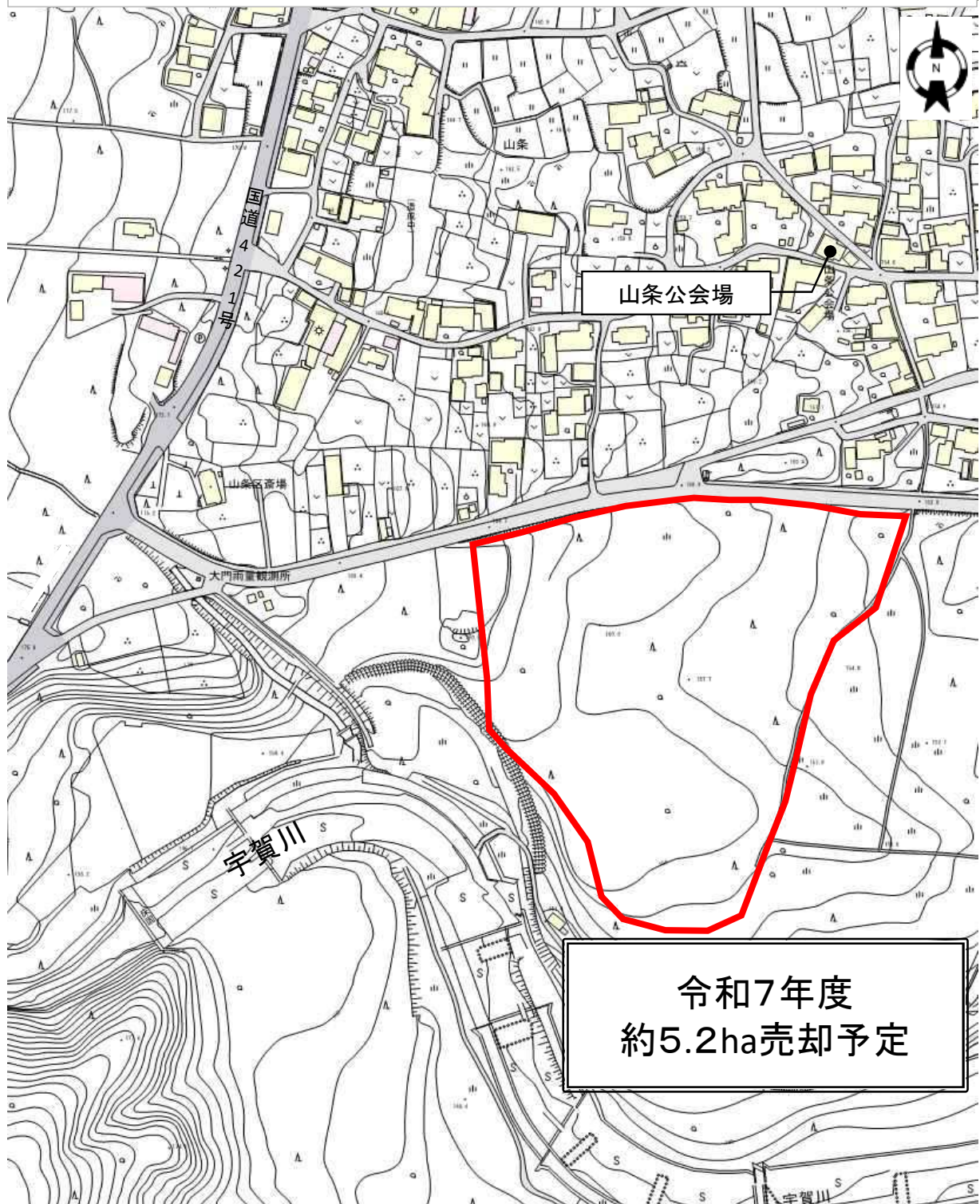
神田溜

新溜

無道東

令和7年度
約1.0ha用地取得予定

大安町石樽南残土処分用地及び大安町石樽前林工業団地



大安町梅戸地内企業用地拡張整備事業



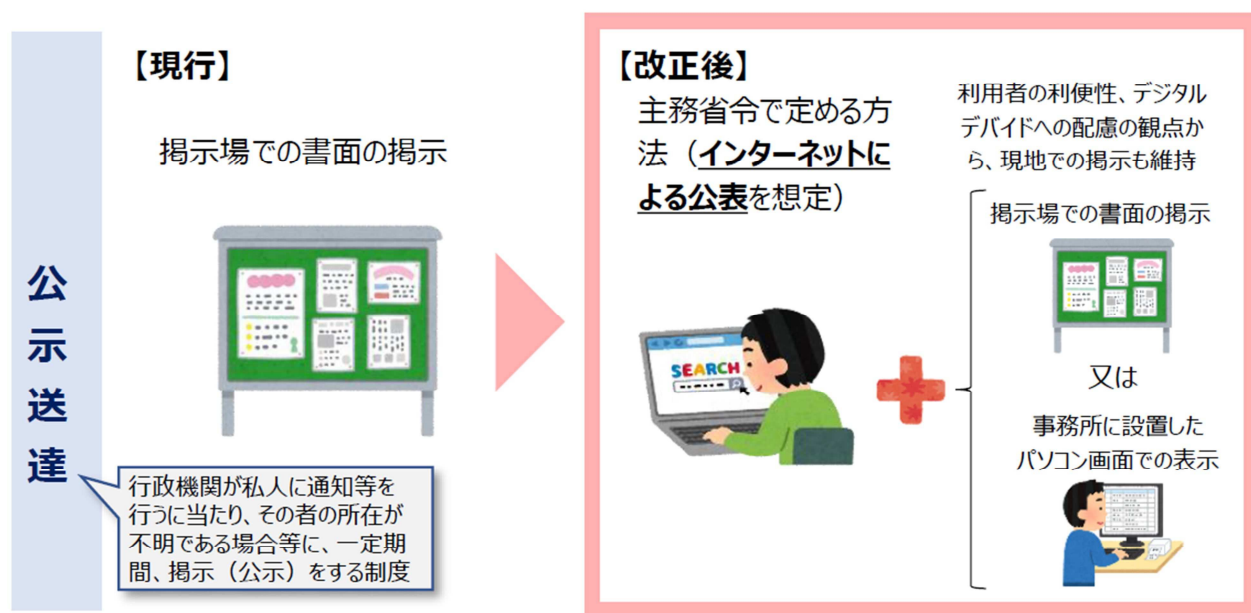
議案第32号

いなべ市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 公示送達制度の見直し（第18条）

公示送達の方法について、これまで、掲示場に書面で掲示することで行なっていたものを、インターネットを利用する方法により閲覧可能とするとともに、掲示場での書面掲示又は事務所に設置したパソコン画面で表示する方法に変更します。

（令和8年7月までの間の政令で定める日から施行）



（デジタル庁 HP から引用）

2 特定親族特別控除の創設（第34条の2、第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3）

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の表の金額を段階的に控除する特定親族特別控除が創設されます。

（令和8年1月1日施行）

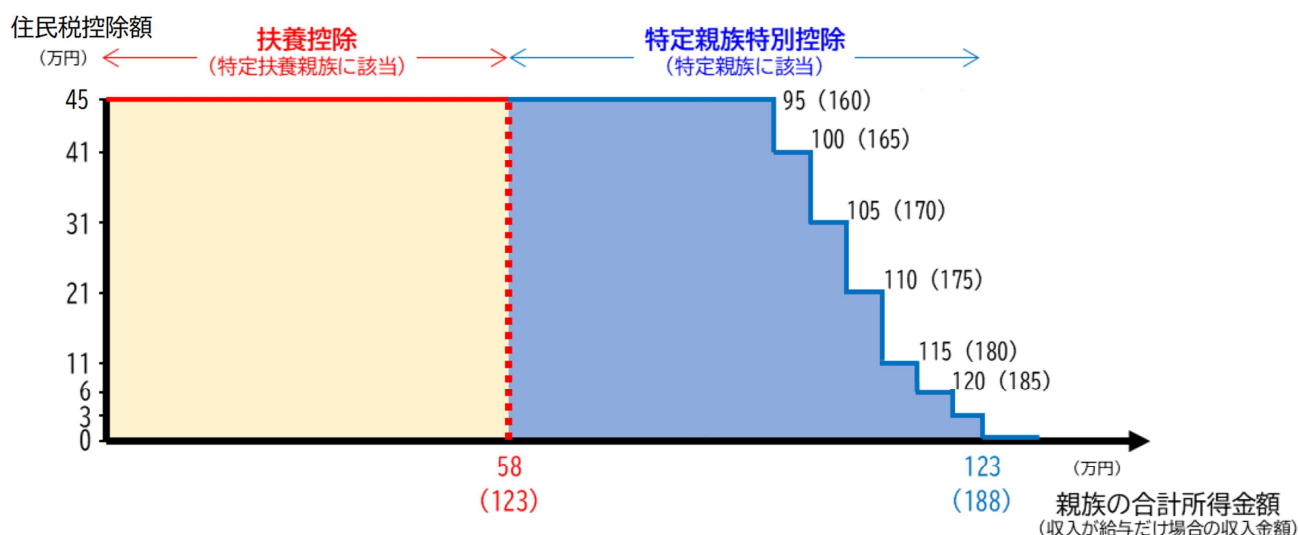
【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	控除額 (住民税)
58万円超 85万円以下 (給与収入: 123万円超 150万円以下)	45万円
85万円超 90万円以下 (給与収入: 150万円超 155万円以下)	
90万円超 95万円以下 (給与収入: 155万円超 160万円以下)	
95万円超100万円以下 (給与収入: 160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下 (給与収入: 165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下 (給与収入: 170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下 (給与収入: 175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下 (給与収入: 180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下 (給与収入: 185万円超 188万円以下)	3万円

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



(国税庁 HP から引用)

上記「参考」のとおり、特定扶養親族の合計所得金額が 58 万円以下（地方税法の改正前は 48 万円以下）の場合は、従来どおり扶養控除の対象となります。（住民税の扶養控除額は 45 万円）

【特定扶養親族】

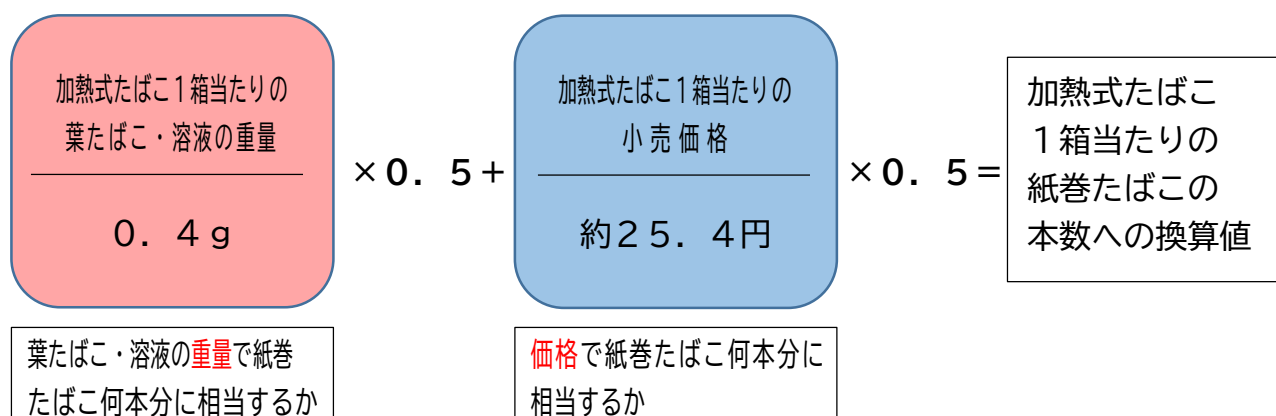
特定扶養親族とは控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人をいいます。

3 加熱式たばこの課税方式の見直し（附則第16条の2の2）

国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても、加熱式たばこが紙巻たばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、課税の適正化の観点から次のとおり見直します。（市たばこ税率：6.552円／紙巻たばこ1本）

現在、重量と価格によって加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは加熱式たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する仕組みとします。

【現行】



【改正後】

ア 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ重量の**0.35g**を紙巻たばこの1本に換算

(注) 1本当たりの重量が0.35g未満のものは、その1本を紙巻たばこの1本に換算

イ 上記ア以外の加熱式たばこ

重量の**0.2g**を紙巻たばこの1本に換算

(注) 品目ごとの1個当たりの重量が4g未満のものは、その1個を紙巻たばこ20本に換算

実施時期については、激変緩和等の観点から、令和8年4月と令和8年10月の2段階で実施します。

第一段階 令和8年4月1日 現行の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5

第二段階 令和8年10月1日 改正後の換算本数×1.0

議案第33号

いなべ市職員の育児休業等に関する条例及びいなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務省

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の概要

法律の概要

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度を拡充

※ 人事院の意見の申出に鑑み行われる国家公務員に係る改正法と同様の措置。

改正内容

部分休業制度の拡充

【部分休業制度とは、育児のために勤務しないことを認める制度】

- (1) 部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。

（条例で定める特別の事情が生じた場合は、形態を変更可能）

【現行】

2 h

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】

2 h

① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

2 h 以上（1日単位で取得することも可）

② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

- (2) 部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」とする。

施行期日

公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日

※ 国家公務員に係る改正法の施行期日と同じ。

※ 令和7年2月5日政令第24号により、施行期日は、令和7年10月1日とされた。

議案第34号

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

特定地域型保育事業者は、

「1 保育内容支援」「2 代替保育」「3 卒園児の受け皿確保」の3要件で合意した連携施設の確保が原則必要です。

- 1 保育内容支援とは
…園庭開放や集団保育を体験するための機会を提供すること。
- 2 代替保育の提供とは
…地域型保育事業者の保育士等が急病等の場合、代替で保育を提供すること。
- 3 卒園児の受け皿の確保とは
…地域型保育事業所を卒園した3歳児の優先受け入れ枠の確保を行うこと。

【改正内容】

(1) 保育内容支援に係る連携施設の見直し

市長が、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、保育内容支援連携協力者を適切に確保し、かつ、次のアイの要件をすべて満たすときには、連携施設を確保しないこととすることができるように改正します。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されているとき。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務に支障が生じないようにするための措置が講じられているとき。

(2) 代替保育に係る連携施設の見直し

市長が、特定地域型保育事業者による代替保育の実施に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合、次のアイのいずれかを満たすときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができるように改正します。

ア 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を確保し、特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化され、代替保育連携協力者の本来の業務に支障が生じないようにするための措置が講じられているとき。

イ 市長が、特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であるとき。

(3) 連携施設に関する経過措置の延長

連携施設を確保しないこととすることができる経過措置の期間を5年間延長し、15年間（令和12年3月31日まで）とします。

- ※ 特定地域型保育事業者とは、市町村が地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）を行う者として、子ども・子育て支援法に基づき、「確認」をした事業者のことをいいます。
- ※ 連携施設とは、1、2、3を提供することができる保育所、幼稚園、認定こども園をいいます。
- ※ 保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行い、保育内容支援について連携協力する者をいいます。
- ※ 代替保育連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行い、代替保育について連携協力する者をいいます。
- ※ いなべ市内に特定地域型保育事業者はありません。

議案第35号

いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令が施行され、建設業法施行令の一部が改正されたことに伴い、市の条例において引用する条に繰り下げが生じたことによる改正です。

建設業法施行令の改正内容（市条例関係部分）

現行	改正後	内容
第34条第1項 及び第2項	第37条第1項 及び第2項	土木施工管理等に係る技術検定の検定種 目等を定める規定

議案第36号

令和7年度いなべ市一般会計補正予算（第1号）

6月補正予算の事業内容は、下記のとおりです。

記

- | | (補正額) | 予算書 |
|--|------------|-----|
| 1 水素エネルギー活用促進事業（新産業創造課）
（燃料電池車普及購入補助事業） | 600 千円 | P11 |
| 市が実施する1台当たり20万円の燃料電池車購入補助金について、同額の20万円を県が上乗せ補助することになり、その上乗せ分も合わせて市が対象者へ交付します。 | | |
| 燃料電池車購入補助金1台当たり40万円（市20万円＋県20万円） | | |
| 2 物価高騰対応重点支援事業（人権）（人権福祉課）
（調整給付金不足額給付Ⅱ事業） | 111,000 千円 | P11 |
| 令和6年度に実施した定額減税及び不足額給付を受けることができず、かつ、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり4万円を給付します。 | | |
| 支給対象者（概算） 2,700 人 | | |
| 《対象者となりうる例》 | | |
| ・ 個人事業主の事業専従者 | | |
| ・ 合計所得金額48万円を超える方 | | |
| 3 物価高騰対応重点支援事業（市民税）（市民税課）
（調整給付金不足額給付Ⅰ事業） | 64,870 千円 | P11 |
| 令和6年度に実施した調整給付金は、令和5年所得を基にした推計額を用いて算定したため、令和6年分所得税及び定額減税額の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき金額と令和6年度調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を給付します。 | | |
| 支給対象者（概算） 3,455 人 | | |
| 4 人生100年時代づくり・地域創生ソフト交付金事業（長寿福祉課） | 3,000 千円 | P11 |
| 包括的な介護予防施策の展開と社会システムの構築を目的とした「いなべ幸齢地域づくりプロジェクト推進事業」に取り組むための地域課題を抽出するためにデータ分析を実施します。 | | |

	(補正額)	予算書
5 障害者自立支援福祉サービス事業（障がい福祉課） （障がい者自立支援システム改修事業）	1,545 千円	P11
国の令和7年度障害者自立支援給付審査支払等システム事業実施要綱に基づき、報酬請求システムを改修します。		
6 生活保護事業（生活支援課） （令和7年度生活保護制度改正に伴う生活保護システム改修業務委託）	1,056 千円	P13
国の令和7年度生活保護制度改正により基準額が改定されることから生活保護システムを改修します。		
7 山辺を核とした自立的観光振興事業（商工観光課）	77,000 千円	P13
グランピング施設、拠点棟及びツーリズム事業の一体的な運用体制を構築するために、宿泊及び体験の予約、観光情報の取得、宿泊及びキャンプ場の利用の受付並びに無人販売所の管理が一括して可能となるプラットフォームを導入します。また、レストラン什器（じゅうき）等を購入します。		

議案第37号

令和7年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第1号）

位置図

東海環状自動車道建設工事に伴う向平地内下水道管（圧送）仮設配管布設工事

